

佐賀県青少年育成県民会議顕彰要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、日常地域で、地道にしかも優れた活動を展開している青少年、青少年団体、グループ、青少年指導者及び青少年育成団体等を表彰し、その活動を奨励するとともに、一般への周知を図り、もって青少年の健全育成に資することを目的とし、これに必要な事項を定めるものとする。

(表彰の方法)

第2 表彰は、佐賀県青少年育成県民会議の名において行い、表彰状及び記念品を贈呈する。

(表彰の区分)

第3 表彰の区分は次のとおりとする

1 青少年

青少年で善意あるいは顕彰に値する行為のあった者

2 青年団体・グループ

青年団体・グループで活動の顕著なもの

3 青少年指導者

青少年の指導者として功績のあった者

4 青少年育成団体

青少年育成団体で活動の実績が顕著で、他の模範となるもの

5 その他の団体

1から4までに該当しない団体で、青少年育成活動が顕著で、他の団体の模範となるもの

(表彰候補者の推薦)

第4 表彰候補者の推薦は、市町又は青少年育成市町民会議及び関係団体の長に依頼する。

(選 考)

第5 表彰者の選考は、会長の指名する委員をもって構成する選考委員会において行う。

(表彰の除外)

第6 過去に、青少年健全育成関係の実績により、次の各号の一に該当する表彰を受けたことのあるものは、表彰の対象としないものとする。

- 1 内閣総理大臣の表彰
- 2 国務大臣の表彰
- 3 社団法人青少年育成国民会議会長の表彰
- 4 佐賀県知事の表彰
- 5 佐賀県青少年育成県民会議会長の表彰（前回の表彰から、青少年及び青少年育成団体にあつては 5 年以上、青少年団体・グループ及び青少年指導者にあつては 10 年以上経過している場合は除く。）

（実施細目）

第 7 この要綱に基づく表彰の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

（付 則）

この要綱は、昭和 6 3 年 2 月 1 6 日から施行する。

（付 則）

この要綱は、平成 2 6 年 3 月 2 5 日から施行する。